

建築確認事務を開始

1 事務移管の目的

市は、東京都から建築基準行政事務の移管を受けて平成 29 年 4 月から特定行政庁となり、建築確認などの事務を開始します。

2 主な業務

- (1) 建築物・工作物・建築設備及び昇降機等の確認及び検査
- (2) 建築基準法関係法令に基づく各種の許可・指定・認定等
- (3) 道路の位置の指定及び廃止

3 事務移管の効果

建物の安全性の確保は、安全・安心のまちづくりを進める上で極めて重要で、市民生活にも深く関わる問題ですが、専門的な要素が強く、法体系が複雑であることなどから、必ずしも市民にとって身近に感じられるものではありませんでした。

市民に身近な基礎的自治体である市が、わかりやすく丁寧な建築指導を心がけ、市民の理解と協力が得られるように努めます。

- 都市計画や道路などの関係部門と連携して一体的なまちづくりを進めます。
- 関連部門の窓口の集約により、市民の利便性の向上を図ります。
- 違反建築物の取締りなど、市の職員がきめ細かくパトロール等を行うことでまちの安全確保に努めます。

【問い合わせ先】 建築指導準備課（TEL：042-438-4026）

資料のポイント

- ・平成 29 年 4 月から建築確認などの業務を開始する。
- ・市民に身近な市が建築行政を行うことで、一体的なまちづくり、利便性の向上、まちの安全確保などを進めていく。